

## 「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第8回)議事要旨

【開催日時】 平成12年9月25日(月) 午前10時～11時30分

【場 所】 東京証券会館9階第1・2会議室

- 【主な議題】
1. 証券受渡・決済制度改革懇談会ワーキング・グループの検討状況について
  2. 「証券保管振替機関の組織・運営のあり方について(案)」報告書の取りまとめについて
  3. 今後の検討課題等について

### 【議事要旨】

委員の交替等があったため、紹介が行われた後、議事に入った。

#### 1. 証券受渡・決済制度改革懇談会ワーキング・グループの検討状況について

本懇談会の下に設けられ、7月から検討を開始した3つのワーキング・グループ(注)におけるこれまでの審議状況が報告された。

- (注) 一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ  
証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループ  
DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関するワーキング・グループ

#### 2. 「証券保管振替機関の組織・運営のあり方について(案)」報告書の取りまとめについて

ワーキング・グループの報告書(案)についての報告が行われ、質疑に入った。主な意見は次のとおりである。

- ・ 今後の検討委員会の設置に関しては、資金負担の問題など非常に重要なテーマが含まれると思われるため、責任者レベルと実務者レベルの2階層で検討していただきたい。
- ・ 現在の保振機構の株式会社化という視点が色濃く出ており、本来、証券保管振替機関というのはどうあるべきという視点が薄いのではないかと思料されるが、本報告書は、現在の財団法人形態の限界と株式会社化のメリッ

トが非常に明確になっている、利用者本位のガバナンスという点が強調されている、競争相手の新規参入の可能性が常に存在するように記述されている、現行の保振法による許認可制を見直すべきとしている、という点について評価できる。いずれにしても、証券保管振替機関の設立形態、事業運営に関して過度の規制が課されて新規参入が阻害されないよう注意されたい。

- ・ 現在、株式会社化の議論がなされている公共的・公益的性格を有するとされる証券取引所については、今後、必ずしも利害関係が一致しないことも思料される。よって、出資比率に制限を設けないとする当該法人が一定以上の出資を行うことにより、公共性・公益性を有すべき証券保管振替機関の経営について、結果的に支配権を握るようになることは避けるべきである。利用者全体の利益を確保するためには、出資額については、必ずしも利用頻度だけに着目しないで全体のバランスを考えていく観点も必要ではないか。
- ・ 証券取引所が株式会社化されたとしても、引き続き強い公共性・公益性を有することについて変わるところはなく、一般の利益目的会社とは全く違う性格を持っているため、出資制限の対象となる範囲からは除外することが適当である。
- ・ 5億円以上の大会社に義務付けられる外部監査は、業務監査ではなく会計監査面からの介在になるため、過大な期待はしない方がよい。そういう意味で、出資者が分散されてくる場合に、誰がこの会社について責任を持っていくのかといった問題が出てくる。このため、設置が考えられている検討委員会は単に会社を作るためのものではなく、各参加者の意見を反映させる場としての機能が必要になるのではないかと思料される。
- ・ 今後、保振法の改正も含め、この報告書の内容をどのように実現に移していくかについて、タイム・スケジュールを早めにかつ明確に示していただきたい。

上記のとおり「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループ」が取りまとめた報告書「証券保管振替機関の組織・運営のあり方について(案)」について総括的な審議を行い、基本的に了承された。また、本日出された意見を踏まえ、9月中に同報告書を公表することとした。

証券決済機関を株式会社として具体化するに当たって、効率的な運営及び組織改革を推進することが重要であり、その方策については本日出された意見を参考にして、次回の懇談会で改めて諮ることとした。

### 3. 今後の検討課題等について

事務局より、今後の検討課題及び米国における決済制度改革の動きについての報告が行われ、質疑に入った。主な意見は次のとおりである。

- ・ コンサルタント会社に今後の方向性等について分析及び検討を依頼し、客観性を持たせることにより納得性の高い形で決済制度改革を実現していくことが重要である。
- ・ CPについては、今春に電子登録法制を目指すべき旨の研究会報告が出ているが、一般債についても機能的に統一された決済システム実現のために、同様の電子登録方式を目指していただきたい。国際競争力のある資本市場の実現のため、国際的に最も進んだ制度を是非実現していただきたい。
- ・ 新しい決済制度の設計に当たっては、発行体にとっての利便性やコストにも留意して進めていただきたい。
- ・ 地方債の発行体である地方自治体に対しても、その意見を聞いたり、事前にこちらから説明したりする必要がある。
- ・ 投資信託の受益証券の決済期間を短縮化する問題を検討する際には、他の有価証券と異なり、転々流通することを念頭に置いていないこと、基準価格は運用財産の市場価格計算後に初めて算定できること等、極めて特殊な事情を抱えていることを考慮すべきである。

証券決済制度改革の実現に向けて、解決しなければならない課題は多く存在しており、引き続き、実務面での掘り下げた検討が必要であるが、現在のところ法制度の骨格が検討中であるため、具体的な検討項目の選定については次回の懇談会で提案が行われることとされた。

なお、現在存在する3つのワーキング・グループについては、報告書が作成された後も、当局における立法化作業の過程において、実務界として意見・要望等をまとめる場面も考えられることから、当分存続することとし、適宜その対応に当たることとする提案がなされ、了承された。

以 上

問い合わせ先

日本証券業協会 公社債部

TEL. 03-3667-8456

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。